

## 池袋保健所の移転について

### 1 移転及び業務開始の日程

令和元年（2019年）10月12日～14日の3連休中に、造幣局東京支社跡地（東池袋四丁目42番街区）に移転します。

新庁舎での業務の開始は、連休明けの10月15日から新しい庁舎で保健所の業務を開始します。

### 2 移転に伴う休日診療等について

保健所内に開設されている休日診療所、歯科診療所及び薬局について、移転に関わる連休中の診療等は、以下の通りとなります。

#### (1) 休日診療（内科・小児科）：池袋休日診療所

診療実施場所	10月12日（土）	13日（日）	14日（月） 体育の日
<u>現在の保健所（旧庁舎）での診療</u>	17:00～21:30 (通常とおり診療)	9:00～21:30 (通常とおり診療)	休診 ※1 長崎休日診療所は診療あり。

※1 長崎休日診療所（長崎 2-27-18）は、13日、14日に通常とおり（09:00～16:30）診療を行います。但し、土曜日、土日祝日の準夜間（17:00～21:30）の診療はありません。

※2 10月19日（土）から新保健所内の「池袋休日診療所」で診療開始。

#### (2) 休日診療（歯科）：あぜりあ歯科診療所

診療実施場所	10月12日（土）	13日（日）	14日（月） 体育の日
<u>現在の保健所（旧庁舎）での診療</u>	設定無し	9:00～16:30 (当日電話で 予約が必要)	9:00～16:30 (当日電話で 予約が必要)

※1 歯科休日応急診療は、あぜりあ歯科診療所のみで実施しています。

※2 10月20日（日）から新保健所内の「あぜりあ歯科診療所」で休日応急診療開始。